

[判例評釈]

放送法第5条所定の 放送内容確認の主体の範囲 および確認請求権の存否

〔慰謝料請求控訴事件、東京高裁平成七（ネ）
第二二〇五号、平成8・6・27民一六部判決、
取消（確定）、判例時報一五七一号三〇頁〕

いそ もと ふみ あき
磯 本 典 章

[事 実]

電波法及び放送法に基づき放送事業を行う一般放送事業者のY（株式会社東京放送）は、平成五年十月四日午前八時三十分放送開始のテレビジョン・ワイドショー『モーニング・EYE』において、約十五分間にわたり、Xとその妻であった女優Aとの離婚問題について言及した番組「A、沈黙を破り初激白」（以下「本件放送」という）を放送した。本件放送を見ていなかったXは、知人から、XがA及びその母親に暴力を振るったかのような印象を視聴者に与える部分が本件放送番組中にあり、Xの名誉が毀損されている旨の連絡を受けた。そこで、Xは、Yに対し、同月五日及び同月十三日に、Xが放送法第五条に基づき本件放送番組の内容を確認できる措置を講じるよう申し入れ（以下「本件申し入れ」という）、さらに、訂正、取消し及び謝罪の放送を求めた。それに対して、Yは、本件放送にはXに対する名誉毀損を構成するような部分は存しないとして、本件申し入れを拒

〔判例評釈〕

絶した。Xは、Yの不当な視聴請求拒否により精神的苦痛を被ったとして、Yに対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、百万円及びこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成五年十二月八日から支払い済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払いを求めた。これに対して、Yは、放送法第五条は放送事業者に対して第三者に放送内容を確認させる義務を負わせたものではなく、Xは放送内容確認主体としての立場にはないと主張し、Xの請求を争った。

原判決（東京地判平成七年四月二八日判例時報一五五八号四三頁）は、次のように判示して、Xの請求を棄却した。「法第五条は、審議機関が、放送番組の適正を図るため必要があると認めるときに意見を述べることができるという、放送番組に対する批判機関としての機能を果たすために放送番組の内容を検討できるようにするとともに、法第四条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の関係者の確認の資料に供するために設けられた規定であると解される。そして、審議機関に加えて放送内容確認の主体として予定されている『法第四条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の関係者』には、時事に関する放送（施行令第一条第一項第一号）については、これについての訂正又は取消しの放送が行われた後におけるその関係者のみならず、訂正若しくは取消しの放送又はその請求が行われる前の段階において、放送事業者が行った放送につき、一応の合理的な理由に基づいて、真実でない事項が放送されてそれにより自己の権利が侵害されたのではないかと危惧し、権利侵害の有無を確認する必要を有している者も含まれると解するのが相当である。」「法五条及びこれを受けた施行令第一条は、放送事業者の義務として、原稿又は録音若しくは録画をした物その他放送内容を確認することができる物で放送事業者が適当と認めるものを保存することを明確に義務づけている。それを超えて、放送事業者が法

第五条及び施行令第一条により、審議機関及び法第四条に定める訂正又は取消しの放送の関係者に対してこれを確認させる義務までを負うかについては、明文上明らかではないものの、右の資料保存義務は、これを審議機関及び右の関係者に確認させる義務を当然の前提としているものと解するのが相当である。」「しかし、右義務の性質については、放送法が、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とした法律であること（第一条）、第五条の規定が置かれている法第一章の二は、全体として、放送事業者の放送番組の編集等に関する公法上の義務を定めていること、右公法上の義務を超えて放送事業者に一般私人に対する義務を課し、これに対応する請求権を認める場合には、特に明文の規定を置いている（法第四条）こと等に鑑みれば、法五条の規定をもって、放送事業者としての公法上の義務を超えて、個々の個人に対する義務までを定めた規定と解釈することはできないし、放送事業者に対する確認措置の請求権を個人に付与したのとも解することはできない。」

これに対し、Xが控訴した。

〔判 旨〕

原判決取消（確定）

一 「審議機関のほかに放送内容確認の主体として予定されている同法第四条一項の規定による訂正または取消しの放送の関係者には、時事に関する放送（同法施行令一条一項一号）については、これについての訂正又は取消しの放送が行われた後におけるその関係者のみならず、訂正若しくは取消しの放送又はその請求が行われる前の段階において、放送事業者が行った放送について、一応の合理的な理由に基づいて、真実でない事項が放

〔判例評釈〕

送されて、それにより自己の権利が侵害されたのではないかと危惧し、権利侵害の有無を確認する必要を有している者も含まれると解するのが相当である。』

「以上によれば、本件放送の右のような内容及び本件放送が一般の視聴者に与える印象等を考えると、控訴人が、本件放送によって控訴人がA及びその母親に対して暴力を振るったという真実でない事項の放送がされ、控訴人の名誉が侵害されたのではないかと危惧したことには、一応の合理的な理由があったと認められるから、控訴人は放送法五条が予定している放送内容確定の主体に含まれるというべきである。」

二 「放送法五条及び同法施行令一条は、放送事業者の義務として、原稿又は録音若しくは録画をした物その他放送内容を確認することができる物で放送事業者が適当と認めるものを保存することを義務づけている。そして、放送事業者が同法五条及び同法施行令一条により、審議機関及び同法四条一項に定める訂正又は取消しの放送の関係者に対してこれを確認させる義務までを負うかについては、条文上明確ではないものの、右の放送内容の保存義務は、これを審議機関及び右の関係者に確認させる義務を当然の前提としているものと解するのが相当である。」

「放送法五条は、同法四条一項の訂正または取消しの放送の関係者の当該保存資料に対する確認（閲覧）請求権及び放送事業者のこれに対する応諾義務を直接規定したものではない。しかしながら、同法四条一項の訂正又は取消しの放送の関係者が当該放送の内容を確認することができるために、放送事業者は同法五条による必要な措置を講ずる義務があるから、訂正又は取消しの放送の関係者は、放送事業者に対し当該放送の確認（閲覧）請求権を有し、放送事業者は、右関係者から請求があった場合は、これに応ずべき義務があると解するのが相当である。」

三 「以上によれば、被控訴人が正当な事由がないのに控訴人の本件申入れを拒否したことは、控訴人の本件放送内容の確認（閲覧）請求に対する被控訴人の応諾義務に違反し、控訴人の本件放送内容の確認（閲覧）請求権を侵害した不法行為を構成するといわなければならない。」

「控訴人は、被控訴人の本件申入れ拒否行為によって本件放送の内容を確認することができず、被控訴人の責任を追及するかどうかの判断をし、その手続をとるのが遅れたこと、控訴人は、本訴提起後の平成六年九月九日の原審口頭弁護期日に行われた本件放送の内容を確認したこと、その他本件に現れた諸般の事情を考慮すると、控訴人が被控訴人の右不法行為によって被った精神的苦痛に対する慰謝料は、金二〇万円が相当である。」

〔評 釈〕

1 憲法第21条1項は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定する。内心における思想は、外部に表明され、他者に伝達されて初めて社会的効用を発揮するのであるから、表現の自由はとりわけ重要な権利である。表現の自由は、情報化の進んだ現代社会では、知る権利という観点から再構成しなければならない。また、報道は事実を知らせるものであり特定の思想を表明するものではないが、知る権利論の進展に伴い、報道の自由も表現の自由の保障に含まれると考えられるようになった（芦部信喜・憲法140頁）。

憲法第21条は表現の自由を保障しているが、しかし表現の自由が絶対的というわけではない。表現の自由も、他の基本的人権と同様に、公共の福祉による制約に服する。名誉は、人格権の内容をなすものであり、憲法により保護されるべき人権のひとつである。名誉毀損的表現は刑事責任の対

〔判例評釈〕

象となり（刑法230条）、また民事責任も生じる（民法709条・710条）。名誉を毀損する表現行為が出版等によって行われるときは、憲法の保障する表現の自由と個人の名誉権とがぶつかり合うこととなるので、公共の福祉の理念のもとに、表現の自由の保障と名誉権の保護とを調整する必要が生じる。

この調整を目的とする規定が刑法230条の2である。公然と事実を摘示し他人の名誉を毀損した場合は、その事実の有無にかかわらず、名誉毀損罪が成立する（刑法230条1項）。刑法230条の2は、表現の自由の保障の観点から、刑法230条1項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは免責されると規定する。しかし、真実であるとの証明に成功しない限りは免責されない。そこで、最高裁判所は、刑法230条の2第1項を、「事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、証拠に照らし相当の理由があるときは、罪は成立しない」と解釈する（最大判昭和44年6月25日刑集23巻7号975頁）。

民事上の名誉毀損においても、最高裁判所は同様の趣旨を述べている。「民事上の不法行為たる名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する利害に係りもっぱら公益を図る目的に出たる場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、右行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、もし、右事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信じるについての相当の理由があるときには、右行為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものと解するのが相当である」（最判昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁）。

2 名譽が毀損されることにより不法行為の成立が認められると、その効果として被害者には損害賠償請求権（民法709条・710条）が発生する。損害賠償の方法として、金銭賠償と原状回復とがある。さらに、差止請求が認められるか否かも問題となる。

不法行為によって生じた損害賠償の方法は、金銭賠償を原則とする（民法722条1項による417条の準用）。金銭賠償は、財産的損害に対する賠償と精神的損害に対する賠償（慰謝料）とがある。名譽毀損による被害者の損害は、主として精神的損害である。

新聞事業者が新聞報道により他人の名譽を毀損したと認められた場合、民法709条及び710条を根拠として、金銭賠償が命じられる。放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人は、「民法の規定による損害賠償の請求を妨げるもの第ではない」と規定する放送法第4条3項を根拠として、民法第709条及び第710条により損害賠償の請求をなしうる。

ドイツにおいては、個人的名譽は基本法1条1項と結びついて基本法2条1項が保障する一般的人格権の保護法益のひとつである。一般的人格権の侵害に対しては、不法行為として損害賠償請求権が認められる（ドイツ民法823条）。損害賠償の方法は、原則として原状回復であるが、それが不可能であったり不十分であるときは、金銭賠償が認められる。

フランスにおいては、不法行為責任の基本原則を述べる1382条が非常に概括的な規定であるため、人格的利益の保護を広範になしうる。権利侵害が要件とはされていない。財産的損害及び精神的損害に対して、損害賠償請求権が認められる。

アメリカにおいては、名譽毀損に対する一般的な救済方法は、他の不法行為と同じであって、損害賠償である。名譽毀損に対する損害賠償には、

名目的損害賠償 (nominal damages)、填補的損害賠償 (compensatory damages)、懲罰的損害賠償 (punitive damages) がある。填補的損害賠償には、一般的損害賠償と特定の損害賠償とがある。

3 不法行為による損害賠償の方法として原状回復を求めうるのは、法律の定めがある場合と特約のある場合とに限られる。名誉毀損による不法行為の場合は、他人の名誉を毀損した者に対しては裁判所は損害賠償に代え又は損害賠償と共に名誉を回復するに相当なる処分を命じることができる (民法723条)。著作権法第115条や不正競争防止法第7条などにも類似の規定がおかれている。名誉を回復するに相当なる処分として、通常、新聞紙上に謝罪広告を掲載するという方法とられる。実際に行われる謝罪広告は、加害者のなした言説が虚偽の事実の陳述であること等によって被害者の名誉等を侵害したものであることを自認する趣旨の陳述、および、このことについて加害者が被害者に対して陳謝する趣旨の陳述を含むものである (幾代通「謝罪広告」現代損害賠償講座第2巻245頁)。その際、謝罪広告を掲載すべき紙面や場所や活字の大きさを指定し、広告内容を定めてその掲載を命ずる方法とられる。謝罪広告が命じられてもこれに従わない場合、加害者に対しては代替執行 (民法414条2項本文・民事執行法171条) が可能となる (大決昭和10年12月16日民集14巻2044頁)。加害者自身のメディアを通じての謝罪広告を命じる場合においては間接強制 (民事執行法172条) が可能である (最判昭和31年7月4日民集10巻7号785頁の傍論参照)。本件Xは、本件訴訟に先立ち、株式会社報知新聞社に対して、報知新聞に掲載された「許せない母への暴力」等という見出しの「すでに別居同然になっていたふたりの間で、Aの母親を巻き込んだトラブルが発生。この時、A、母親とも全治1、2週間のケガを負ったといわれる。Aは

『母親までこんな目にあうなんて』と決意を固めたという。」との記事が、Xのプライバシーを侵害するとともに名誉を毀損するものであるとして、慰謝料及び謝罪広告を求めている。東京地方裁判所は、報知新聞社に対して、慰謝料百万円の支払いとともに、報知新聞紙上への謝罪広告の内容及び謝罪広告の掲載条件（掲載紙面及び場所・使用活字）を指定して、謝罪広告の掲載を命じている（東京地判平成5年9月22日判例タイムズ843号234頁）。

裁判所が被害者の名誉を回復するに適当な処分としての謝罪広告を命じることが、憲法19条の良心の自由に反するのではないかという憲法問題を生じさせる。最高裁判所は、謝罪広告を命ずる判決もその内容によっては強制執行に適さない場合もありうるが、「単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するに止まる程度ものにあつては、これが強制執行も代替作為として民訴733条（現行民事執行法171条）の手續によることを得る」のであり、憲法19条に違反しない、と判示する（最判昭和31年7月4日民集10巻7号785頁）。

わが国において、民法723条が規定する名誉等を回復する処分として実際に被害者が請求し、また裁判所が命ずるのは、ほとんどが謝罪広告である。しかし、謝罪広告よりも判決要旨の掲載とか単なる取消文の掲載の方が、民法723条の原状回復の方法としては適当と考えうる場合がある（伊藤正己・法協74巻4号135頁）。問題は謝罪広告という手段が言論の自由の保障との間に適切な釣合がとれた措置であるか否かの判断に帰着するものであり、他国でとられている類似の救済手段との比較検討が必要である（山口俊夫「反駁権」現代損害賠償講座第2巻270頁）。最高裁判所は、サンケイ新聞事件において、不法行為が成立する場合は別論として、反論権の制度について具体的な成文法がないのに、反論権を認めるに等しい反論

〔判例評釈〕

文掲載請求権をたやすく認めることはできないと述べる。けだし、いわゆる反論権の制度は、新聞を発行・販売するものにとっては、反論文の掲載を強制されることになり、公的事項に関する批判的記事の掲載を躊躇させ、憲法の保障する表現の自由を間接的に侵す危険につながるおそれも多分に存するからであるとする（最小判昭和62年4月24日民集41巻3号490頁）。最高裁判所が述べる反論権の制度とは、新聞の記事に取り上げられた者が、その記事の掲載によって名誉毀損の不法行為が成立するかどうかとは無関係に、自己が記事に取り上げられたというだけの理由によって、新聞を発行・販売する者に対し、当該記事に対する自己の反論文を無修正で、しかも無料で掲載することを求めることができるものである。従って、最高裁判所の判決に従えば、名誉毀損による不法行為が成立する場合には、民法723条を根拠にして反論文掲載請求権の認められることがありうることとなる。わが国においては、戦前の旧新聞紙法17条が、新聞紙に掲載したる事項の錯誤に付き、その事項に関する本人又は直接関係者が正誤または正誤書、弁駁書の掲載を請求する権利を認めていた。

ドイツでは、個人的名誉権を含む一般的人格権の侵害に対する損害賠償の方法は、原則として原状回復である。マス・メディアが事実の主張のために人格権を侵害した場合には、被侵害者は反論権を行使しうる（各州プレス法11条）。すなわち、不正確な記載の訂正を求めることができる（山口・前掲書268頁）。オーストリアも同様である。

フランスでは、人格権侵害に対して、金銭賠償に代えて取消広告または債務者の費用をもって判決を新聞等へ掲載することを命ずることがある（竹田稔・名誉・プライバシー侵害に関する民事責任の研究150頁）。新聞等による名誉毀損に対しては、反駁文の掲載を求める権利を認める。その権利行使にあたっては、記事の不実の記載を要件としない。事実に関する錯

誤の弁駁に限られず、新聞等に掲載された批評や議論に対する弁駁をも認める（山口・前掲書268頁）。つまり、不法行為（名誉毀損）の成立を要件とせず、新聞または定期刊行物で「指名または指名された者」すべてに認められる（山口和秀「意見広告と反論文掲載請求権——サンケイ新聞事件」憲法判例百選Ⅰ〔第三版〕157頁）。

アメリカでは、損害賠償以外に、取消（retraction）、回答の権利の承認（right of reply）といった救済方法が認められている。取消には、強制的取消と裁量的取消とがある。強制的取消は、裁判所が取消を命ずるのであり、名誉毀損となるような表現を行った者に対して被害者の主張を認めさせ、訂正をさせるものである。裁判所は、裁判所の命令に反する行為を裁判所侮辱として禁止し、処罰する権限を有しているので、名誉毀損の成立を認めて損害賠償を命じ、あるいは、有罪判決をした後に、名誉毀損の行為そのものの取消を命じうると解されている。裁量的取消は、名誉毀損となるような表現を行った者に対して表現者自らが表現を取消するように仕向けるものであり、取消がなされれば損害賠償が軽減されるか免除される（塚本重頼・英米法における名誉毀損の研究274頁）。回答の権利は、名誉毀損による被害者が、自己の主張・弁明を最初の表現と同様の方法で表現するように表現者に対して要求し、容れられないときは刑罰を科する制度である。コモン・ロー上、当然に、名誉毀損の被害者が回答の権利を有するものではなく、立法によらねばならない（塚本・前掲書274頁）。英米法系の国においては、反論権の制度は表現の自由（プレスの自由）を制限するものであるとして、ほとんど採られていない。アメリカでは、1960年代中頃にJ. A. バロンによって、反論権は市民が意見表明のためにマス・メディアを利用しうる権利、すなわちアクセス権として主張された。しかし、アメリカ合衆国最高裁判所は1974年に、新聞への反論権を定めたマイアミ州反論権

法を言論の自由を保障した合衆国憲法第一修正に違反すると判決している (Miami Herald Publishing Co. v. Tornillo, 418 U.S. 241(1974))。

4 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害をうけた本人又はその直接関係人から、放送のあった日から3カ月以内に請求があったときには、放送事業者は遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から2日以内に、その放送をした放送施設と同等の放送施設により、相当の方法で、訂正または取消しの放送をしなければならない (放送法第4条1項)。これを訂正放送制度という。従って、放送事業者が訂正の請求を受けて調査をした結果、真実でないことが判明したばあいには、放送事業者は訂正放送を行う放送法上の原状回復義務を負うこととなる。直接関係人とは、自己の利益としてではなく、本人の利益のために訂正放送の請求を行うと認められる者である。具体的には、本人の配偶者、直系親族、兄弟姉妹等がこれに該当する。平成7年度の「放送法の一部を改正する法律」の施行前 (平成7年11月11日施行) においては、権利の侵害を受けた者が放送事業者に対して訂正放送を請求することができる期間は放送のあった日から2週間以内であった。しかし、放送メディアの数の増加にともない権利の侵害を受けた者が自ら問題となった番組を視聴することが難しい状況にあり、放送後に第三者から伝え聞くような場合には、問題となった番組及びそれを放送した事業者を特定するためにはかなりの時間を要するものとなった。このため、請求期間は、放送のあった日から3箇月以内に延長された。放送事業者が当該放送番組について真実でない事項を発見したときも同様である (放送法第4条2項)。放送法第4条は、放送事業者が真実でない事項の放送をしたことが

要件であり、放送事業者による訂正又は取消しの放送をその効果としているので、放送により権利の侵害をうけた本人またはその直接関係人が、真実でない事項の放送をした放送事業者に対して、反論・反駁を求めたり謝罪を求めたりする権利を認めるものではない。

放送法における原状回復の方法は、間違った放送と同等の放送と放送施設を使い、かつ、間違った放送と同等の時間帯および同等の種類の放送番組で訂正放送組を行うことである。従って、間違った番組が地上波テレビジョンにおいて放送された場合に、ラジオ放送や有線テレビジョン放送や衛星放送において訂正を行うことは、同等の放送施設による訂正放送とはならない。間違った放送がネットワーク番組として放送されたばあいに、ローカル番組において訂正を行うことも、同等の放送施設による訂正放送とはならない。また、放送がニュース報道番組においてなされたにもかかわらず、生活情報番組において訂正を行うことは、同等の種類の放送番組による訂正放送とはならない。さらに、放送がプライム・タイムにおいてなされたにもかかわらず、早朝や深夜の時間帯において訂正を行うことは、同等の時間帯の放送番組による訂正放送とはならない。懸賞広告の取消（民法530）の規定が同様の趣旨を述べる。

ドイツにおいては、誤った放送による被害者は、放送事業者に対して反論放送を請求しうる（州メディア法55条、定款2条に基づく基準）。反論放送とは、放送による被害者が書いた反論文を放送事業者がそのまま放送するものである。放送事業者が反論放送を行わない場合には、被害者からの申し立てにより裁判所がその適否を判断する。反論放送の実施が必要と認めた場合には、裁判所は放送事業者に対して反論放送の実施を命令する。反論放送の請求期間は、放送後6週間以内である。ドイツ連邦憲法裁判所は、1983年に、反論放送の請求期間を放送後2週間とすることは反論放送

〔判例評釈〕

の実現を困難にするものであり、憲法違反であるとの判決をしている。

フランスにおいては、放送により名誉や名声の侵害を受けた者は、放送事業者に対して反論放送を請求しうる（視聴覚コミュニケーション法6条）。放送事業者が反論放送を行わない場合には、被害者からの申し立てにより裁判所がその適否を判断する。反論放送の実施の必要を認めた場合には、裁判所は放送事業者に対して反論放送の実施を命令する。反論放送の請求期間は、放送後8日以内とする。

イギリスにおいては、法定の第三者機関たる放送苦情処理委員会（Broadcasting Complaints Commission）が、放送による不正または不当な取扱いやプライバシーの侵害に関する苦情を受け付けて審査する。苦情が正当であると裁定された場合には、裁定の要約を放送等を通じて公表するように放送事業者に命令する。苦情申立期間は、放送後3箇月を目安としている（放送法143条乃至146条）。1996年放送法により、放送苦情処理委員会（BBC）と放送基準審議会（BSC）とは、1997年4月に放送基準委員会（BSC）として組織統合されることとなっている。

アメリカにおいては、放送事業者が真実でない事項を放送したために権利の侵害を受けた者を救済する制度は存在しない。名誉毀損訴訟等の民事訴訟によって損害の賠償を請求する。裁判所は極めて高額な損害賠償を認めている。ただし、放送事業者は、公共的重要性のある論争問題に関して、特定の人又は団体の人格的資質を攻撃する意見の放送が行われた場合には、反論の機会を提供しなければならない（連邦通信委員会規則73・1912、76・209）。

5 不法行為の効果として差止請求権を認めるか否かについては、民法に明文の規定がないために、否定的に解するのが通説である。しかし、名

毀損の記事が掲載されている雑誌の販売に対して事前の差止が請求された北方ジャーナル事件において、最高裁判所は、「名誉は、生命、身体とともに極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利というべきであるから」、被害者は、「人格権としての名誉権に基づき、現に行われている侵害行為を排除し、または将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止を求めることができる」と述べる（最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁）。本判決は、人格的利益に対して高度の価値を認め、その権利的構成によって差止請求権を基礎づけている（藤岡・磯村・浦川・松本・民法Ⅳ債権各論337頁〔藤岡〕）。

出版物等の事前差止を、公表禁止等を求める仮処分申請という形で裁判所に請求するとき、裁判所による差止命令は司法による表現の自由の事前抑制としての性質を持つこととなる。その場合、仮処分による事前差止が憲法第21条2項が規定する検閲に当たるとのではないかとする憲法問題を生じさせる。最高裁判所は、上記北方ジャーナル事件判決において、「仮処分による事前差止は、表現物の内容の網羅的一般的な審査に基づく事前規制が行政機関によりそれ自体を目的として行われる場合とは異なり、個別的な私人間の紛争について、司法裁判所により当事者の申請に基づき差止請求権等の私法上の被保全権利の存否、保全の必要性の有無を審理判断して発せられるものであって、『検閲』にはあたらない」と判示する。

それでは、名誉を毀損する内容を含む番組の放送を事前に差止めることが認められるであろうか。最高裁判所が上記北方ジャーナル事件判決において判示するように、私人間の紛争について、司法裁判所により当事者の申請に基づき差止請求権等の私法上の被保全権利の存否、保全の必要性の有無を審理判断して発せられるのであれば、検閲には当たらず、憲法21条2項には反しないと考えられる。

〔判例評釈〕

ドイツでは、差止請求権を認める規定は存在しないが、判例において妨害予防請求権および妨害排除請求権とが認められる。フランスでは、差止請求権を認める規定は存在しないが、判例が妨害排除請求権を認める。イギリスでは、エクィティー上発展した差止命令 (injunction)の制度がある。ライベル (libel) の訴えにおいては、中間差止命令および終局的な差止命令があり、スランダー (slander) については終局的な差止命令がある。アメリカでは、イギリスと異なり、表現の自由を保障する観点から、名誉毀損の事前抑制措置としての差止命令は認められない(竹田稔「人格権侵害と差止請求」現代損害賠償講座第2巻295頁)。

6 放送とは、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう(放送法第2条1号)。放送は、印刷メディアと異なり、瞬時に広範囲にわたって情報が伝達されるメディアであるとともに、音声と映像とで構成される非常に影響力の強いメディアである。そして、放送は放送内容が後に形となって残ることがないメディアである。そのために、放送法は、真実でない放送によって名誉や信用等の権利の侵害をうけた者を救済するために、訂正放送制度(4条)及び放送番組保存制度(5条)を規定している。

放送事業者の放送により権利の侵害を受けた者は、訂正放送を請求しうる。しかし、そのためには放送事業者が保存している番組を視聴等することにより、放送後に番組内容を確認する必要がある場合がある。たとえば、放送番組により権利の侵害を受けたものが当該番組を直接視聴しておらず、放送された後に第三者から伝え聞いたようなときに、権利の侵害を受けたものは実際に自己の権利が侵害されたか否かについて確信をもつことができない。放送法第5条は、放送により権利の侵害を受けた者が放送内

容を確認できるような措置を講じることにより被侵害者の救済を図っており、被侵害者に放送事業者に対する確認措置の請求権を付与している。

放送事業者は、当該放送番組の放送後3箇月間（4条1項の規定による訂正又は取消しの放送の請求があった放送について、その請求に係る事案が3箇月を超えて継続する場合は、6箇月を超えない範囲内において当該事案が継続する期間）は、政令で定めるところにより、放送番組の内容を放送後において審議機関または同条の規定による訂正若しくは取消しの放送の関係者が視聴その他の方法により確認することができるように放送番組を保存しなければならない。平成7年度の「放送法の一部を改正する法律」の施行前は、放送事業者が放送番組を保存すべき期間は放送後3週間であった。しかし、訂正放送の請求が可能な期間中は権利の侵害を受けた者が放送番組の内容を確認できるようにする必要があること、また、放送事業者としても調査のために当該番組が不可欠であることから、放送番組の保存期間が請求期間と同じ3箇月間に延長された。なお、放送後3箇月を超えても事案が解決しない場合には、6箇月を超えない範囲内において当該事案が継続する期間、放送番組の保存を継続する。

また、平成7年度の「放送法の一部を改正する法律」の施行前は、権利を侵害された者が、放送後に番組内容を確認する方法が法律の文言上明確ではなかった。このため、放送後において審議機関又は訂正若しくは取消しの放送の関係者が放送番組の内容を自ら視聴等することによって放送事業者が保存している番組を確認できることが明確化された。これらの制度により、権利の侵害を受けた者は、簡易かつ迅速に、自己の権利の回復が可能となった。

イギリスにおいては、放送事業者による放送番組の保存期間は90日である。ドイツにおいては、放送後2箇月から3箇月程度である。

〔判例評釈〕

7 平成7年5月改正前の放送法（法92号）第5条は、「放送事業者は、政令の定めるところにより、放送番組の内容を放送後において審議機関又は前条の規定による訂正若しくは取消しの放送の関係者が確認することができるように必要な措置をしなければならない」と規定していた（以下、単に放送法という）。本件訴訟における第一の争点は、同条が予定している放送内容確認の主体に、権利侵害の有無を内容確認によって調査しようとする者が含まれるか、という点である。

放送法5条により放送事業者に対する確認措置の請求権を付与された被侵害者は、権利の侵害を受けことが客観的に明らかな者に限定されるのではなく、その可能性を有する者及び権利侵害を受けたと主張する者でその主張に一応の合理性がある者も含まれる、とするのがXの主張である。なぜならば、権利侵害の具体的状況は放送内容を確認しなければ判明しないことが通例であるから、権利の侵害を受けたことが客観的に明らかな者に限定されるとすると、放送法5条は、権利侵害を受けたか否かを確認するために設けられた規定であるにもかかわらず、権利侵害が明らかでなければ確認の請求ができないこととなり、法の趣旨が失しなわれるからである。

これに対して、放送法5条が放送内容を確認する主体として予定しているのは、放送番組審議機関及び実際に訂正又は取消しの放送のなされた番組の関係者のみであって、その放送により権利の侵害を受けたと主張するものは含まれない、とするのがYの主張である。

学説においては、放送法5条は、放送法4条の訂正又は取消しの放送の関係者の当該保存資料に対する閲覧請求権及び当該放送事業者のこれに対する応諾義務を直接規定したのものではないが、放送法4条の訂正又は取消しの放送の関係者が当該放送についてこれを確認することができるために、放送事業者は本条による必要な措置をするのであるから、関係者か

ら請求があった場合には、当然これに応じるべき義務があると解するべきであろうとする（田中正人・平井正俊『放送行政法概説』186頁）。また、その関係者の範囲については、その放送によって権利または利益を侵害されうる地位にあり、かつ、現にその権利または利益を侵害されたと認められる本人又はその直接関係人をいうとする（同書186頁）。

放送法5条は、放送番組審議機関が、放送番組の適正を図るため必要があると認めるときに意見を述べるができるという、放送番組に対する批判機関としての機能を果たすために放送番組の内容を検討できるようにするとともに、放送法4条1項の規定による訂正又は取消しの放送の関係者の確認の資料に供するために設けられた規定であると解される。従って、放送法4条以降に規定されている訂正又は取消しの放送の関係者には、放送法施行令1条1項1号に規定する時事に関する放送については、これに訂正又は取消しの放送が行われた後におけるその関係者のみならず、訂正若しくは取消しの放送又はその請求が行われる前の段階において、放送事業者が行った放送について、一応の合理的な理由に基づいて、真実でない事項が放送されて、それにより自己の権利が侵害されたのではないかと危惧し、権利侵害の有無を確認する必要を有している者も含まれる解するのが、放送法本条の立法趣旨から判断して最も妥当であると考えられる。これは原判決および本判決がともに採る立場である。

訂正又は取消しの放送の関係者の確認（閲覧）請求権が平成7年5月の改正によって新しく認められたものか否かについては、郵政省の実務担当者において、訂正又は取消しの放送の関係者の確認（閲覧）請求権が放送法5条の改正前において既に認められていたものであり、改正によって新しく確認（閲覧）請求権を認めたものではないと認識していたと考えられる。それは、『時の動き』（平成7年9月号83頁）が、従来、間違った放送

〔判例評釈〕

により、名誉、信用等の権利を侵害された被害者による番組内容の確認方法が法律の文言上あまり明確ではなかったので、放送法5条の改正によって、被害者は放送事業者が保存している番組を自ら視聴等することによって番組内容を確認できることを明確化したものであると述べていることから窺い知れる。本件判決においても、「改正放送法5条は、改正前においても認められていた訂正又は取消しの放送の関係者の確認（閲覧）請求権の確認の方法を視聴等によることと具体的に規定し、これを明確化したものであって、従来認められていなかった訂正又は取消しの放送の関係者の確認（閲覧）請求権を新たに認めたものではない」と述べている。

従って、放送法4条1項の規定による訂正または取消しの放送の関係者の解釈として、訂正若しくは取消しの放送又はその請求が行われる前の段階において、放送事業者が行った放送について、一応の合理的な理由に基づいて、真実でない放送により自己の権利が侵害されたのではないかと危惧し、権利侵害の有無を確認する必要を有している者も放送内容確認の主体に含まれるとし、一応の合理的な理由の存否を判断基準とする裁判所の見解には妥当性があると思われる。

8 本件の第二の争点は、Xが放送法5条に基づき、Yに対して本件放送の内容を確認できるような措置を講じることを請求する権利を有しているかという点である。放送法5条及び平成7年11月改正前の同法施行令1条は、放送事業者の義務として、原稿又は録音若しくは録画をした物その他放送内容を確認することができる物で放送事業者が適当と認めるものを保存することを義務づけている（以下、単に施行令という）。そして、放送事業者が同法5条及び同法施行令1条により、審議機関及び同法4条1項に定める訂正又は取消しの放送の関係者に対してこれを確認させる義務

まで負うかについては、条文上明確ではないものの、放送内容の保存義務は、これを審議機関及び上記の関係者に確認させる義務を当然の前提としているものと解される。しかし、この同法5条所定の放送事業者の義務の法的性格については、公法上の義務であるとする説と、個人に対する義務までを定めた規定であるとする説とがありうる。

放送法5条に基づく請求は、権利侵害を受けた者に付与された訂正放送等の請求権を保障するために法が特に定めたものであり、これは一般の行政法規等とは異なり、特定の個人を対象とするものであり、その目的も個人の権利の救済を図ったものである、とするのがXの主張である。

それに対して、放送法5条および同法施行令1条により放送事業者が義務づけられているのは、一定範囲の放送の内容が確認できるものを放送事業者自身が適当と認める方法で保管することであり、放送事業者に対して、放送により権利の侵害を受けたと主張する者から放送内容の確認をする旨の請求を受けた際に、これに応じることを義務づけているものではない。放送法4条により、放送によって権利の侵害を受けたとする者から訂正放送等の請求を受けた際に放送内容が真実であるか否かを調査する義務は、放送事業者に課せられているのであって、権利侵害を受けたと主張する請求者には放送内容の調査権限は付与されていない。放送法5条は、放送事業者による放送内容の調査を確実に進めさせるための必要措置として同法施行令1条の放送内容の保管を義務づけていると解すべきである、とするのがYの主張である。

放送事業者の義務を公法上の義務とする説は、放送法が、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発展を図ることを目的とした法律であること（第1条）、第5条がおかれている放送法第1章の2は、全体として、放送事業者の放送番組の編集等に関する公法上の義務を定めて

いること、公法上の義務を超えて放送事業者に一般私人に対する義務を課し、それに対応する請求権を認める場合には、特に明文の規定を置いている（４条）こと等を根拠とする。従って、放送法５条の規定をもって、放送事業者としての公法上の義務を超えて、個々の個人に対する義務までを定めた規定と解釈することはできないし、放送事業者に対する確認措置の請求権を個人に付与したものと解することはできないとする。よって、放送事業者が放送内容を確認できるような措置を講じることを求める申し入れを拒絶することは、放送法５条に定められた放送事業者としての公法上の義務に違反することとはなるにしても、その義務は放送事業者の個人に対する義務ではなく、個人が放送事業者に対して放送内容を確認できるような措置を講じることを請求する権利を有しない以上、個人に対する不法行為は構成しないこととなる。これは原判決の採る立場である。なお、わが国において旧新聞紙法は正誤権・弁駁権を規定していたが、新聞紙側の負担する正誤の義務は正誤の請求権利者に対して負担する私法上のものではなく、国家に対して負担する公法上の義務であり、罰則の規定によって刑事の告訴をなすことができるのみで、反駁文の掲載を強制せしめる民事上の給付の訴を提起することはできないと考えられていた（山口・前掲書 284頁）。

他方、放送事業者の義務は個人に対する義務までを定めた規定と解する説によれば、放送法５条は、同法４条１項の訂正又は取消しの放送の関係者の保存資料に対する確認（閲覧）請求権及び放送事業者のこれに対する応諾義務を直接規定したものではないが、しかし、同法４条１項の訂正又は取消しの放送の関係者が当該放送内容を確認することができるために、放送事業者は同法５条による必要な措置を講じる義務があるのであるから、訂正又は取消しの関係者は、放送事業者に対して当該放送内容の確認

（閲覧）請求権を有し、放送事業者は関係者から請求があった場合は、これに応じるべき義務があると解することができる。この説に立てば、放送事業者が正当な事由がないのに、個人の申入れを拒否することは、個人の放送内容の確認（閲覧）請求に対する放送事業者の応諾義務に違反し、個人の放送内容の確認（閲覧）請求権を侵害した不法行為を構成することとなる。それゆえ、放送事業者に正当な事由がある場合には、視聴の確認申込を拒絶できることとなる。正当な事由とは、当該関係者が必要以上に放送内容の確認（閲覧）を要求したために、放送事業者の業務に支障をきたす等、確認（閲覧）請求権の行使が権利の濫用に該当する場合をいう。

本判決は、訂正又は取消しの放送の関係者は、放送法5条に基づき、放送事業者に対し、当該放送内容の確認（閲覧）請求権を有し、放送事業者は関係者から請求があった場合はこれに応じる義務があり、放送事業者が本件申入れを拒否したことは、本件放送内容確認請求に対する放送事業者の応諾義務に違反し、原告の本件放送内容の確認（閲覧）請求権を侵害した不法行為を構成すると判示している。すなわち、放送法5条所定の放送事業者の義務は個人に対する義務までを定めたものであるとする立場を採る。放送により権利の侵害を受けた者に対する簡易で迅速な権利の回復を考慮するならば、本判決の立場が妥当とされよう。

9 放送法5条の放送内容確認の主体、すなわち放送法4条1項の訂正又は取消しの放送の関係者の範囲に関する先例、及び関係者の放送事業者に対する当該放送内容の確認（閲覧）請求権の存否に関する先例は、これまで存在しなかった。本判決は、放送法5条所定の放送内容確認の主体の範囲に関して、実質的に判断して、関係者の概念を比較的広範に解釈したこと、および本判決が関係者の放送事業者に対する当該放送内容の確認

〔判例評釈〕

(閲覧) 請求権を承認したことが特徴的である。

本判決の第一の問題点は、放送法5条所定の放送内容確認の主体の範囲に関してである。本判決は、「訂正若しくは取消の放送、またはその請求が行われる前の段階において、一応の合理的な理由に基づいて、真実でない事項が放送されてそれにより自己の権利が侵害されたのではないかと危惧し、権利侵害の有無を確認する必要を有している者も含まれる」という一般的な基準をのべている。今後、この「一応の合理的な理由」の基準をいかに明確な基準にしていくかが問題になるとおもわれる。

本判決の第二の問題点は、判決の中で述べられている「正当事由」に関してである。本判決は、放送事業者に正当事由があれば視聴の申入れを拒絶しようとする。今後、いかなる事由が正当事由に該当するかが問題となるとおもわれる。

本判決は、平成7年5月の放送法改正前における放送番組の視聴請求に関する高等裁判所における初めての司法判断である。放送事業者が上告しなかったことにより判決が確定した。本判決は、改正後の放送法の下においても、放送番組の視聴請求に対する放送事業者の対処のあり方に影響を与えることが考えられる(判例タイムズ解説No.914・78頁)。

〈参考文献〉

芦部信喜『憲法』(1993年)

堀部政男「意見広告と反論権(サンケイ新聞事件)」憲法の基本判例(改訂版)(1996年)

田島泰彦「放送への市民のアクセス」法律時報67巻8号16頁(1996年)

塚本重頼『英米法における名誉毀損の研究』(1978年)

竹田稔「名誉・プライバシー侵害に関する民事責任の研究」(1982年)

竹田稔「人格権侵害と差止請求」『現代損害賠償講座第2巻』(1972年)

山口俊夫「反駁権——フランス法を中心として——」『現代損害賠償講座第2巻』

（1972年）

山口和秀「意見広告と反論文掲載請求権——サンケイ新聞事件」憲法判例百選Ⅰ
〔第三版〕（1994年）

幾代通「謝罪広告」『現代損害賠償講座第2巻』（1972年）

石村善治「サンケイ新聞意見広告訴訟第一審判決」昭和52年度重要判例解説
（1978年）

阪本昌成「サンケイ新聞意見広告と反論文の掲載請求」マスコミ判例百選〔第二
版〕（1985年）

浜田純一「サンケイ新聞意見広告と反論文掲載請求」昭和62年度重要判例解説
（1988年）

清水英夫「サンケイ新聞意見広告事件最高裁判決」ジュリスト891号（1987年）

樋口陽一「言論の自由と反論掲載請求権の関係」判定タイムズ353号（1978年）

藤岡他「民法Ⅳ 債権各論」（1991年）

（平成8年10月20日）

本稿脱稿後に、浜田純一「訂正放送等に係る放送内容確認の請求をなし
うる主体の範囲及び確認請求の権利性の存否」判例評論457号50頁（判例
時報1588号平成9年3月1日）に接した。

（博士後期課程修了）